



令和9年度 子ども交流センターのご案内

駒ヶ根市教育委員会 子ども課

1 子ども交流センターとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の適切な遊びおよび生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図ることを目的としています。子どもたちが自主的な活動に取り組む中で豊かな社会性を育めるよう、保護者や地域の皆様、学校等と連携して市が運営しています。

※学校の施設ではありませんので、ご注意ください。

2 登録できる児童は

駒ヶ根市内の小学生で、各交流センターに通うことが可能な児童、又は保護者等が送迎できる児童で次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ① 保護者が就労などで昼間家にいない世帯の児童
- ② 保護者本人が障がい等により、児童の養育が困難な世帯の児童
- ③ 保護者が高齢者や障がい者を介護している世帯の児童
- ④ 妊産婦家庭は産前産後2か月を目安として利用可。※家庭の事情や母親の体調により利用期間は相談可

3 子ども交流センター一覧

施設名	住所	電話番号
すずらん子ども交流センター	赤穂小学校第2社会体育館内（赤穂 4605-1）	0265-83-8660
三和森子ども交流センター	三和森センター（上穂栄町 12-14）	0265-82-6246
赤穂東子ども交流センター	赤穂東小学校グラウンド内（飯坂 1-19-1）	0265-83-3524
みなみ子ども交流センター	赤穂南小学校体育館南隣（赤穂 8915-1）	0265-81-7183

4 開館時間および休館日

開館日	開館時間	延長利用 ※1	申込み
平日（月～金）	下校後～18:00	18:30まで可	原則不要。 ※早下校時など申込みが必要な場合があります。
終日開館日（一日開館）	8:30～18:00	8:00～18:30	別途申込みが必要
土曜日	申込み状況により開館 ※2	なし	前月20日までに申込み

※1 延長利用は、保護者が勤務等で通常の開館時間内での送迎ができない世帯の児童が対象です。

※2 三和森子ども交流センターでの拠点開館です。

休館日	<ul style="list-style-type: none">・日曜日、祝日、お盆、年末年始・上記以外にも休館する場合があります。各子ども交流センターのお便りでご確認ください。・4月1日は新年度の開館準備のため、全館休館となります。
-----	---

5 登録区分および使用料

登録区分	料金	終日開館使用料	支払い方法
①一般登録	年間 12,000 円	長期休業日・ 学校計画休業日等	4 月・10 月に 6,000 円ずつ口座振替 (年度途中で登録の場合は、 <u>利用開始月 から</u>)
②一時登録	平日 1 回 100 円	1 日あたり 200 円 が加算	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に回数券を購入。<u>返金はありません</u>。 ・購入の際は、<u>登録番号の分かるもの</u>（決定通知や使用中の券）をご持参ください。 ・市民サービスコーナーでの新年度分の購入は 4 月からとなります。
③一般登録（使用料減免）※ ・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・要保護及び準要保護児童生徒 就学援助費補助金受給世帯	0 円	※ 減免の決定は 7 月頃に通知します。非該当だった場合は「一般登録」となるため、利用の有無にかかわらず申請時からの使用料を納付いただきますのでご注意ください。	

6 登録区分の変更・退所について

- 半年に一度（10 月分から）、登録区分の変更（一般登録 ⇄ 一時登録）ができます。登録区分の変更を希望される場合は9 月末までに、子ども課にて手続きを行ってください。
- 転出等で利用の必要がなくなった場合は必ず子ども課で退所の手続きを行ってください。
※退所の届け出がない場合、利用がなくても使用料が発生することがあります。
- 住所や勤務先等に変更があった場合は、速やかに子ども課にご連絡ください。
勤務先の変更の場合は新たに「就労証明書」が必要となります。

7 保険について

- 子ども交流センターでは、開館時間中の事故やケガに備えて児童安全共済制度に加入しています。
- ・共済保険に加入する際の保険料は駒ヶ根市で負担しています。
- ・小学校から子ども交流センターに下校する途中の事故・ケガは、学校保険の対象となります。
(※寄り道等せず、直行直帰が原則)

8 子ども交流センターの支援員について

保育士・教員・幼稚園教諭・放課後児童支援員等の有資格者を中心に、補助員と連携して支援体制を整えています。

9 支援員の役割

子ども交流センターでは、児童が放課後等の時間を安心して過ごし、遊びや生活の中で健やかに成長できるよう支える「育成支援」を行っています。主な業務は次のとおりです。

- (1) 児童が安全に過ごせるよう見守り、事故防止に努めます。
- (2) 集団での遊びやさまざまな体験を通じて、自主性・社会性・創造性などが育つよう支援します。
- (3) 集団生活の中で、あいさつや片付け、時間の使い方など基本的な生活習慣が身につくよう支援します。
- (4) 児童の健康面・生活面に配慮するとともに、必要に応じて家庭や学校と連携します。
- (5) その他、児童の健全な育成に必要な支援を行います。

支援員は、宿題等に取り組む「習慣づけ」や声かけは行いますが、学習指導を目的とする場ではありません。生活リズムや基本的な生活習慣を整え、子どもの育ちを支えることを大切にしています。困ったことや相談がありましたら、支援員にお気軽にお声かけください。

10 安全に利用するために

(1) 子ども交流センターは、異学年の児童が集い、共に過ごす場所です。支援員の声かけや指示に従うことが難しく、ほかの児童が安全・安心に利用できない状況が続く場合は、利用をお断りすることがあります。

- ・各子ども交流センターには、「利用の約束（ルール）」があります。親子でしっかり確認していただき、ルールを守ってご利用ください。
- ・児童が利用中にけがをしたり体調が悪くなったりした場合は、緊急連絡先へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。 ※各子ども交流センターに保健室はありません

(2) 利用をお断りする場合や利用条件についてご相談する場合

以下に当てはまる場合は、利用をお断りすることや、利用日数・利用時間についてご相談させていただくことがあります。配慮を要するお子さんは、必ず事前に支援員へご相談ください。

- ・お子さんの状況に応じた支援を十分に行うことが難しい場合
- ・着替えやトイレなど、身の回りのこと（身辺自立）が難しい場合
- ・病気やケガ等により当該児童の安全が確保できない場合

11 新一年生の利用について

- ・新一年生は入学式以降から利用可能とさせていただきます。

4月1日～入学式の間でどうしてもお困りの方は、ファミリーサポートセンター事業をご利用ください。

12 送迎等、帰宅について

- (1) 子ども交流センターから子どもだけで帰宅する場合は安全に帰宅できるようご家庭で配慮をお願いします。
- (2) 原則として子ども交流センターからの一時外出はできません。
- (3) 一度帰宅してからの利用はできません。

13 学校の集団下校等について

- ・集団下校の日、引渡訓練の日は休館となるため利用できません。
 - ・緊急時の一斉下校について原則として、子ども交流センターは閉館となるため利用できません。
- ※ 緊急時の一斉下校とは台風や豪雨、有害鳥獣の出現等が想定されます。

14 感染拡大を防ぐために

インフルエンザ等の感染症を発症している場合、学級閉鎖となっている場合、または同居のご家族等に罹患者がいる場合は、感染拡大防止のため、一定期間ご利用いただけません。

15 保育園、小学校、関係機関等との連携

児童が子どもクラブで安心して健やかに過ごせるよう、必要に応じて支援員が保育園・小学校・関係機関と連携します。関係機関から児童の様子を聞き取ったり、保育園・小学校等を訪問して情報共有を行う場合があります。また、状況に応じて保護者の方と相談しながら、より適切な支援機関につなぐこともあります。

1 6 登録方法～決定までの流れ

- (1) 子ども交流センターを利用するには、**事前登録（毎年度申請）**が必要です。各センターから配布される資料をご確認の上、手続きをお願いします。

①ながの電子申請にて申請

登録事由により申請書類が異なります。書類をご確認の上、期間内に申請してください。

- ②面談・・・新規登録の方はながの電子申請にて申請後に希望するセンターへ面談予約を取ってください。
面談には必ずお子さんが同席してください。

③登録の決定について

子ども交流センターの利用が認められた児童につきましては、R9 年 3 月中に使用許可決定通知をお送りします。

登録事由	必要書類	
就労	・就労証明書（保護者の人数分） ※新規に登録する方、前年度から勤務先が変更している家庭	・一般登録の方 <u>口座情報の分かるもの</u>
本人の疾病・障がい 家族の介護・看護	・診断書や障害者手帳の写し ・家族の介護をしていることが分かるもの ※簡単な聞き取りをさせていただく場合があります。	
妊娠・出産	母子手帳の写し	

(2) 登録にあたっての注意事項

- ・転入者や今後就労される方等を除き、年度途中で登録はできません。そのため、長期休業のみの利用を希望される方、利用の可能性が少しでもある方はお忘れのないよう、必ず登録申請をしてください。
- ・4月は、新1年生の下校時刻が早くなります。利用が必要な場合は登録申請をしてください。

【問い合わせ】

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
駒ヶ根市教育委員会 子ども課
子育て支援係
TEL 0265-83-2111（内線 715）